

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件

平成三十一年三月十五日
国土交通省告示第三百五十七号

改正 令和五年国土交通省告示第九百二十三号

(上陸のための条件)

第一条 建設分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第二条第九項に規定する建設業務労働者の就業機会確保の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)

第二条 建設分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「特定技能所属機関」という。）の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下「一号特定技能外国人」という。）と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。
 - イ 一号特定技能外国人の受入れに関する計画（以下「建設特定技能受入計画」という。）について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。
 - ロ イの認定を受けた建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は第七条に規定する適正就労監視機関により、その旨の確認を受けること。
 - ハ ロに規定するほか、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ニ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。
- 二 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。
 - イ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。以下同じ。）を受けていること。
 - ロ 建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下同じ。）に登録していること。
 - ハ 第十条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第一号イに規定する行動規範を遵守すること。

(建設特定技能受入計画の認定)

第三条 前条第一号イの認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、様式第一により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 認定申請者に関する事項
- 二 国内人材確保の取組に関する事項
- 三 一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項
- 四 一号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 認定申請者が次に掲げる要件をいずれも満たしていること。
 - イ 建設業法第三条第一項の許可を受けていること。
 - ロ 建設キャリアアップシステムに登録していること。
 - ハ 第十条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第一号イに規定する行動規範を遵守すること。
 - ニ 建設特定技能受入計画の申請の日前五年以内又はその申請の日以後に、建設業法に基づく監督処分（同法第二十九条第一項第五号による処分を除く。）を受けていないこと。
 - ホ 職員の適切な処遇、適切な労働条件を提示した労働者の募集その他の国内人材確保の取組を行っていること。
- 二 一号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能の習熟に応じて昇給を行うとともに、その旨を特定技能雇用契約に明記していること。
- 三 一号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、様式第二により当該外国人が十分に理解することができる言語で説明していること。
- 四 一号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は一号特定技能外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったときは、国土交通大臣に報告を行うこと。
- 五 一号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。
- 六 一号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。
- 七 一号特定技能外国人の総数が常勤の職員（一号特定技能外国人及び技能実習生（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第一項に規定する技能実習生をいう。）を含まない。）の総数を超えないこと。
- 八 一号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること。

(認定証の交付)

第四条 国土交通大臣は、第二条第一号イの認定をしたときは、認定申請者に対し、様式第三による認定証を交付するものとする。

2 国土交通大臣は、第二条第一号イの認定を受けた建設特定技能受入計画（以下「認定受入計画」という。）の適正な実施を確保するため、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、第七条に規定する適正就労監理機関及び第十条の登録を受けた法人に対し、認定申請者の同意を得て、必要最小限度の範囲で、認定受入計画の内容を提供することができる。

(建設特定技能受入計画の変更及び取消し)

第五条 特定技能所属機関は、認定受入計画について変更をするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 特定技能所属機関は、前項に定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 特定技能所属機関は、全ての一号特定技能外国人の受入れを終了し、新たな特定技能雇用契約の締結を行わない場合は、国土交通大臣に認定受入計画の認定の取消しを申請することができる。

4 前二条の規定は、第一項の認定について準用する。

(報告の徴収等)

第六条 国土交通大臣は、認定受入計画（前条第一項の規定による変更の認定及び同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施状況を確認し、認定受入計画の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、報告を求め、又は指導をすることができる。

2 国土交通大臣は、一号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、次条に規定する適正就労監理機関に対して、認定受入計画の実施状況の確認その他必要な情報の収集並びに特定技能所属機関及び一号特定技能外国人に対する指導及び助言を行わせることができる。

(適正就労監理機関)

第七条 適正就労監理機関は、国土交通大臣が、次に掲げる一号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するための業務を行う能力を有すると認めた者とする。

一 特定技能所属機関及び一号特定技能外国人に対する巡回訪問その他の方法による指導及び助言

二 一号特定技能外国人からの苦情又は相談への対応

三 その他一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保のために必要な業務

(認定の取消し)

第八条 国土交通大臣は、次のいずれかに該当するときは、建設特定技能受入計画の認定を取り消すことができる。

一 認定受入計画が第三条第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

二 認定受入計画が適正に実施されていないとき。

三 不正の手段により第二条第一号イ又は第五条第一項の認定を受けたとき。

四 第六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 特定技能所属機関から第五条第三項の規定に基づく申請があったとき。

(出入国在留管理庁長官への通知)

第九条 国土交通大臣は、建設分野に係る特定技能所属機関が第二条各号に掲げる基準のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その旨を出入国在留管理庁長官に通知するものとする。

(特定技能外国人受入事業実施法人の登録)

第十条 建設分野における特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、国土交通大臣の登録を受けることができる。

一 次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。

イ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用

ロ 建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成三十年十二月二十五日閣議決定）で定めるすべての試験区分についての建設分野特定技能評価試験の

実施

- ハ 特定技能外国人に対する講習、訓練又は研修の実施、就職のあっせんその他の特定技能外国人の雇用の機会の確保を図るために必要な取組
- ニ 特定技能所属機関が認定受入計画に従って適正な受入れを行うことを確保するための取組
- 二 特定技能外国人が従事することとなる業務に係る建設業者団体及び主として発注者から直接建設工事を請け負う建設業者を構成員とする建設業者団体を構成員に含むものであること。
- 三 国土交通省が設置する建設分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となり、当該協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 第一号ニの取組に係る業務のうち第七条第一号及び第二号に掲げる業務に該当するものについては、委託により適正就労監理機関に行わせるものとし、当該委託に要する費用を負担すること。

(登録の申請)

第十一条 前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びにその代表者の氏名
 - 二 事務所の所在地
 - 三 特定技能外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項
- 2 前項の申請書には、登録申請者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第十二条 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうちに次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 第十六条の規定により第十条の登録の取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消し処分を受けた法人の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
 - ロ 第十条の登録の申請の日前五年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 二 特定技能外国人受入事業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者
- 三 第十六条の規定により第十条の登録を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

(登録に関する通知)

第十三条 国土交通大臣は、第十一条第一項の規定による登録の申請を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第十四条 第十条の登録を受けた者（以下「登録法人」という。）は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 2 第十一条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(報告の徴収等)

第十五条 国土交通大臣は、登録法人の特定技能外国人受入事業の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該法人に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導をすることができる。

(登録の取消し)

第十六条 国土交通大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第十二条第一号又は第二号に該当するに至ったとき。
- 二 第十四条第一項の規定に違反したとき。
- 三 不正の手段により第十条の登録を受けたとき。
- 四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。

(公表)

第十七条 国土交通大臣は、第十条の登録をしたとき又は登録法人から第十四条第一項の規定による変更の届出(第十一条第一項第一号及び第二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)があったときは、登録法人に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 三 登録をした年月日又は登録法人が変更をした年月日

2 国土交通大臣は、前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 登録をした年月日
- 三 登録を取り消した年月日

3 前二項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

(権限の委任)

第十八条 第三条第一項及び第三項、第四条から第六条まで、第八条並びに第九条の規定による国土交通大臣の権限は、第二条第一号イの認定を受けている特定技能所属機関又は認定申請者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六条第二項及び第九条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附 則 (平成三十一年国土交通省告示第三百五十七号)

(施行期日)

1 この告示は、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成三十年法律第百二号)の施行の日(平成三十一年四月一日)から適用する。

(経過措置)

2 第十条の登録が行われていない場合においては、その登録が行われるまでの間、第三条第三項第一号ハの規定は適用しない。

附 則 (令和二年国土交通省告示第五百二号)

(施行期日)

第一条 この告示は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の日前にされた第三条第一項又は第五条第一項の認定の申請であって、

この告示の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

- 2 この告示の施行の際現に第三条第三項（第五条第三項において準用される場合を含む。）の認定を受けている建設特定技能受入計画については、なおその効力を有するものとする。

附 則（令和三年国土交通省告示第二百八十三号）

（施行期日）

第一条 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年国土交通省告示第九百三十六号）

（施行期日）

第一条 この告示は、令和四年八月三十日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の際現に出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行う外国人と特定技能雇用契約を締結している本邦の公私の機関については、第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件第二条第一項第二号の規定の適用は、なお従前の例による。

- 2 この告示の施行の際現にある第二条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和五年国土交通省告示第九百二十三号）

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

- 一 本邦において出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人からされた入管法第七条の二第一項の規定による証明書の交付の申請であって、この告示の施行の際、交付をするかどうかの処分がされていないもの
 - 二 在留資格を有する外国人からされた入管法第二十条第二項の規定による入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格への変更の申請であって、この告示の施行の際、同条第三項の規定による許可をするかどうかの処分がされていないもの
 - 三 入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもって本邦に在留する者からされた入管法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請であって、この告示の施行の際、同条第三項の規定による許可をするかどうかの処分がされていないもの
- 2 施行日前に、この告示による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で基

準を定める件（以下「基準」という。）に適合するとして入管法第七条の二第一項に基づき交付した証明書は、この告示による改正後の基準に適合するとして同項に基づき交付した証明書とみなす。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者の在留資格については、なお従前の例による。
 - 一 この告示の施行の際現に入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもって本邦に在留する者
 - 二 第一項第一号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第七条の二第一項の規定に基づき交付を受けた証明書を所持し、この告示の施行日以後に入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印を受けた者
 - 三 第一項第二号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第二十条第三項の規定による許可を受けた者
 - 四 第一項第三号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第二十一条第三項の規定による許可を受けた者
 - 五 施行日前に第二項の規定により改正後の基準に適合するとして入管法第七条の二第一項に基づき交付した証明書とみなされることとなる証明書の交付を受け、この告示の施行日以後に入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印を受けた者

様式第1（第3条関係）

年 月 日

建設特定技能受入計画認定申請書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

（特定技能所属機関となろうとする者）

所在地

名称

代表者の氏名

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（以下「告示」という。）第3条第1項の規定に基づき、建設特定技能受入計画を別紙1から別紙3までのとおり策定しましたのでその認定を申請します。

当機関は、本申請書（別紙1から別紙3までを含む。）及び添付書類の記載が真実であることを宣誓し、建設特定技能受入計画の認定後、不正の手段により認定を受けたことが明らかになった場合には、認定を取り消されても異議を申し立てません。なお、計画が認定された場合、告示第4条第2項の規定に基づき、認定受入計画に記載された内容について、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、適正就労監理機関及び特定技能外国人受入事業実施法人に提供することに差し支えありません。

(様式第1 (第3条関係))

(別紙1)

建設特定技能受入計画

1 特定技能所属機関になろうとする者に関する事項

- (1) 法人番号
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者又は個人の氏名
- (4) 主たる営業所の所在地 (郵便番号含む)
- (5) 連絡先
TEL :
FAX :
メールアドレス :
※電話番号は日中必ず連絡が取れる番号を記入すること。
- (6) 建設特定技能に関する責任者 (管理者) の役職、氏名
- (7) 建設業許可番号 国土交通大臣・ 都道府県知事許可 (一) 第 号
- (8) 建設業許可の許可期間 平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- (9) 常勤職員数 (1号特定技能外国人及び技能実習生を除く)
合計 人
- (10) 建設キャリアアップシステム事業者ID
※14桁の事業者IDを記入すること。
- (11) 特定技能外国人受入事業実施法人の会員番号又は所属している当該法人を構成する建設業者団体名
- (12) 過去5年間の建設業法に基づく監督処分 (建設業法第29条第1項第5号による処分を除く)
の有無 有 ・ 無

2 国内人材確保の取組に関する事項

3 適正な就労環境の確保に関する事項

- (1) 受入予定期間 (計画期間)
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- (2) 1号特定技能外国人の受入予定人数 人
- (3) 1号特定技能外国人に関する事項
※ 別紙3「1号特定技能外国人受入リスト」に記入すること。
- (4) 賃金規程
 - ① 基本賃金 月額 () 円
(〇〇手当 円、●●手当 円を含む。)※ 固定残業代は基本賃金に含めないこと。
※ 基本賃金の月額に含める手当がある場合は、どの手当を含めるのかを明記すること。
 - ② 賞与の有無、金額及び支給月数等
賞与 (有 ・ 無)
金額又は支給月数 ●●円 又は ●ヵ月分
支給回数 ●回 (●月・●月)
 - ③ 諸手当の有無、種類及び金額等 諸手当 (有 ・ 無)
 - (ア) 手当名 : ●●手当
支給額 : ●●円
支給条件 : ●● (就労時から支給されるのか、一定の要件を満たせば支給されるのかも踏まえ、記載すること。)
 - (イ) 手当名 : ●●手当
支給額 : ●●円
支給条件 : ●● (就労時から支給されるのか、一定の要件を満たせば支給されるのか

も踏まえ、記載すること。)

④ 退職金の有無、金額及び条件等

退職金 (有・無)

支給額 ●●円

種類 (企業独自・共済)

支給条件：勤続年数●年以上

別添就業規則のとおり 等

※ 賞与や諸手当等がある場合は有無、種類及び金額についても記載すること。

※ 報酬予定額の決定に当たり、同等の技能を有する日本人と同等額以上として算定した根拠となる資料を添付すること。1号特定技能外国人毎に報酬予定額が異なる場合、それぞれ添付すること。

※ 1号特定技能外国人毎に報酬予定額等が異なる場合、①～④をそれぞれ記入すること。

(5) 技能の習熟等に応じた昇給

① 昇給時期

(例) 毎年 ●月

② 昇給額

基本賃金の ●%、●●円以上 等

③ 昇給条件 ●●

4 建設特定技能に係る安全衛生教育及び技能の習得に関する事項

(1) 安全衛生教育について

(2) 技能の向上を図るための方策

(様式第1 (第3条関係))
(別紙2)

建設特定技能受入に係る宣誓書

当特定技能所属機関は、以下の1から7について事実と相違ないことを宣誓する。

1. 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能の習熟に応じて昇給を行うこと。
2. 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付して説明すること。
3. 1号特定技能外国人に従事させる業務について、事前に業務内容を説明し、1号特定技能外国人が当該業務に従事することを理解・納得したうえで従事させること。
4. 1号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は当該外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったときは、国土交通大臣に報告を行うこと。
5. 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。
6. 1号特定技能外国人が従事する建設工事において、当特定技能所属機関が下請負人である場合には、元請業者の指導に従うこと。
7. 1号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること。

特定技能所属機関名

所在地

電話番号

代表者 役職・氏名

(様式第1 (第3条関係))
(別紙3)

年 月 日

1号特定技能外国人受入リスト

1 特定技能所属機関に関する事項

- (1) 特定技能所属機関名：
- (2) 特定技能所属機関の代表者名：

2 1号特定技能外国人に関する事項

	1号特定技能外国人	1号特定技能外国人	1号特定技能外国人
氏名			
生年月日			
性別			
国籍			
建設キャリアアップシステム技能者ID			
業務区分			
計画期間			
基本賃金(月額)			
修了した建設分野技能実習の職種及び作業			
技能実習時の報酬(月額基本給)			
修了した建設特定活動の職種及び作業			
建設特定活動時の報酬(月額基本給)			
合格した技能試験			
合格した日本語能力試験			

※ 4名以上受け入れる場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。

※ 対象外の項目については「-」とすること。

※ 技能実習又は建設特定活動時の月額基本給については、直近の金額を記入すること。

※ 合格した技能試験及び日本語能力試験について、建設分野技能実習又は建設特定活動を修了した者は記入不要。

様式第2（第3条関係）

雇用契約に係る重要事項事前説明書

建設特定技能受入計画を申請予定である（特定技能所属機関名）●●●は、雇用契約に係る重要事項について、下記内容を事前に説明し、内容を理解させたうえで国土交通省へ申請する。

1. 基本賃金

月額（ 円 ○○手当 円、●●●手当 円を含む。）

2. 諸手当の額及び計算方法（時間外労働の割増賃金は除く。）

(a)（ 手当 円／計算方法： ）

(b)（ 手当 円／計算方法： ）

(c)（ 手当 円／計算方法： ）

3. 固定残業代（有・無）

（固定残業代が有る場合は以下に記入）

（ 時間 円 【計算方法】 ）

固定残業代を超えた労働時間分については割増賃金を追加で支払う。

4. 1か月当たりの支払概算額（1+2+3）

（1. 基本賃金の月額に算入した手当については、二重に計上しないように注意すること。）

約 円（合計）

5. 賃金支払時に控除する項目

(a) 税金（約 円） (b) 社会保険料 （約 円）

(c) 雇用保険料 （約 円） (d) 食費 （約 円）

(e) 居住費 （約 円） (f) その他（水道光熱費） （約 円）

(g)（ ）（約 円）

控除する金額 約 円（合計）

6. 手取り支給額（4-5）

約 円（合計）

※欠勤等がない場合であって、時間外労働の割増賃金等は除く。

7. 業務内容（従事させる業務区分、従事させる工事業の種類、具体的職種及び作業内容）

（職種名等だけでなく、具体的にどのような現場でどのような作業に従事させるのか説明すること。）

従事させる業務区分：

従事させる工事業の種類：

従事させる具体的職種及び作業内容：

8. 技能の習熟等に応じた昇給について

（昇給額、昇給条件及び昇給時期について説明すること。従事させる具体的職種及び作業

内容に応じた同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等以上になるよう留意すること。)

昇給額：
昇給条件：
昇給時期：

9. 従事させる業務区分、工事業等に応じた安全衛生教育及び技能の習得について
(安全衛生教育の実施内容や、技能検定の受験時期や合格後の支給手当、昇給への反映等について説明すること)

10. 個人情報の提供に係る同意について
(建設特定技能受入計画の適正な実施を確保するため、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、適正就労監理機関及び特定技能外国人受入事業実施法人へ認定受入計画に記載された内容(個人情報を含む。)を提供することに同意しているか)

同意している。 同意していない。

(西暦) ●●●●年●月●日、前記1から10の内容について以下の者が十分に理解することができる言語(●●語)にて説明し、内容を理解していることを確認した。

(サイン)

殿

説明者

特定技能所属機関名

所在地

電話番号

代表者 役職・氏名

様式第3（第4条関係）

年 月 日

特定技能所属機関の代表者 殿

地方整備局長
北海道開発局長

建設特定技能受入計画認定証

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件第3条第3項の規定により、下記のとおり認定します。

記

- 1 建設特定技能受入計画認定番号
- 2 特定技能所属機関に関する事項
 - ① 特定技能所属機関の法人番号
 - ② 特定技能所属機関の名称
 - ③ 所在地
 - ④ 建設業許可番号
 - ⑤ 建設業許可の許可期間
 - ⑥ 建設キャリアアップシステム事業者ID
 - ⑦ 加入している特定技能外国人受入事業実施法人又は当該法人を構成する建設業者団体名
- 3 建設特定技能受入計画に関する事項

別紙のとおり

(様式第3 (第4条関係))

(別紙)

建設特定技能受入計画に関する事項

(1) 特定技能所属機関名：

(2) 認定日 年 月 日

	1号特定技能外国人	1号特定技能外国人	1号特定技能外国人
氏名			
生年月日			
性別			
国籍			
建設キャリアアップシステム 技能者ID			
業務区分			
当初認定時の基本 賃金(月額)			
修了した建設分野 技能実習の職種及 び作業			
当初認定年月日			

※受入人数が4人以上となる場合は適宜、欄を追加する。